

公園財団は『女性活躍推進法に基づく えるぼし（2段階目）』に認定されました！

平成30年6月28日付けで厚生労働大臣より女性活躍推進法に基づく「えるぼし（2段階目）」の基準に適合する団体として、公園財団が認定されました。

認定基準は3段階あり、当財団では「採用」「継続就業」「労働時間」「多様なキャリアコース」の4項目において基準を満たし、3段階中2段階目の認定を受けました。

●「えるぼし」認定とは

「女性の活躍推進に関する行動計画の策定と、その旨の届出を行った企業のうち、取組状況の優良な企業が申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができるものです。

●認定マーク：2段階目 ポピーレッド



※「L」には

Lady（女性）

Labour（働く、取り組む）

Laudable（賞賛に値する）

などの意味があります

公園財団では、社内に「働きやすい職場環境づくりプロジェクト」を設置し、子育てと仕事が両立できるよう取り組んでいます。これからもワークライフバランスの充実と男女ともに活躍できる職場環境の整備の充実に努めていきます。